



東海公正取引協会

第36号

東海不動産公正取引協議会

会長 山田 美喜男

〒451-0031
名古屋市西区城西5丁目番14号
愛知県不動産会館 1階

編集発行責任者

広報委員長 疋田 貞明

2012年9月発行

第46回「定期総会」開催

「第46回定期総会」を去る6月15日、キャッスルプラザ4階「鳳凰の間(北)」において開催した。

公正取引委員会事務総局中部事務所 松本総務管理官、国土交通省中部地方整備局 建政部 小林部長、愛知県建設部建設業不動産課 伊藤課長、愛知県県民生活部県民生活課 田中主任のご臨席をいただき盛大にとり行った。

野邊理事の司会のもと、開会冒頭、東辻副会長より開会の辞が述べられ、続いて山田美喜男会長より総会開催の挨拶があった。

来賓を代表して公正取引委員会事務総局中部事務所 松本総務管理官、国土交通省中部地方整備局 建政部 小林部長、愛知県建設部建設業不動産課 伊藤課長の方々よりご挨拶をいただき、来賓全員の紹介後、各議事の審議に入った。

議事審議にあたり議長の選出を行い、市川副会長が議長に選出された。

最初に、資格審査委員の高山理事、出口理事の両氏から総会成立の報告を受け、各議案の審議に移った。

第1号議案、平成23年度事業報告承認に関する件、及び第2号議案、平成23年度収支決算書報告承認に関する件の両議案については関連議案であるので一括審議を行い、原案どおり可決承認された。

引き続き、第3号議案、平成24年度事業計画(案)承認に関する件並びに、第4号議案、平成24年度収支予算書(案)承認に関する件についても関連議案であるので一括審議を行い、可決承認された。



(左から) 箕浦茂幸副会長、市川宜克副会長、山田美喜男会長、東辻広行副会長、中尾益大副会長

続いて、役員任期満了に伴う役員改選に関する件について、理事、監事候補者名簿に基づき審議が行われ、原案どおり可決承認された(別記、名簿記載)。

一旦総会を中断して別室において新役員による理事会を開催し、会長に山田美喜男氏を選出するとともに、副会長及び専門委員会の委員が選任された(別記、名簿記載)。

総会を再開して議場に山田会長が再選された旨報告をして全議事の審議を終え、山田美喜男会長の就任挨拶に続いて退任役員に対し感謝状の授与と記念品の贈呈が行われた。

最後に、山路副会長が閉会の辞を述べ、予定どおり終了した。

引き続き、同ホテル4階「鳳凰の間(南)」において懇親会が開催された。山田会長の挨拶にはじまり、伊藤博前会長の乾杯により懇親となった。昨年度に引き続き本年度も各地区調査指導委員も出席し、和やかな雰囲気の中で歓談が行われた。



公正取引委員会事務総局中部事務所 総務管理官
松本 博明 氏



国土交通省中部地方整備局建政部 部長
小林 正典 氏



愛知県建設部建設業不動産課 課長
伊藤 元典 氏

平成24年度 事業計画

(平成24年4月1日～平成25年3月31日)

我が国の経済は、ギリシャ発の欧州の経済危機の影響を如実に受け、歴史上最悪とも言える過度な円高に苦しい状況となっている。特に東海地方の経済に大きな基盤を持つ輸出産業は、安価な労働力を求め海外に製造の拠点を移していたが、近年、アジア圏の異常気象が頻発化し、とりわけ昨年はタイ・バンコクの大洪水により、現地における製造が長期間停止したことも、悪い材料となった。

このような厳しい状況下ではあるが、不動産業においてはフラット35Sエコの金利優遇の拡充やエコポイントの復活、新築住宅に係る固定資産税の減税措置の延長及び住宅取得資金贈与税非課税制度の延長・拡充等の各種住宅取得促進策を材料として、明るい兆しを感じられる。

当協議会は、不動産取引に対し一般消費者が一層慎重になっている近年の状況を踏まえ、誤認されることのない適正な不動産情報の提供に努めるため、①規約違反の未然防止に向けた、加盟事業者並びに賛助会員に対する公正競争規約の更なる周知徹底、②規約違反被擬事案への迅速且つ適正な対応、を引き続き重点事業として進める他、より効率的かつ有効的に当協議会諸事業を実施していくための研究に取り組んでいく。

以下、平成24年度事業計画を策定し、各種諸事業を実施する。



1. 広報関係

(1) 研修会等の実施について

① 加盟事業者対象の公正競争規約普及研修会

公正競争規約の普及啓発を図り、一般消費者に対する適正な不動産情報の提供を推進するため、規約の理解を促し、具体的な違反広告事例・相談事例等を中心とした研修会の開催を、所属構成団体等と連携し実施していく。

② 賛助会員に対する研修会

適正な不動産広告の作成を促すとともに、賛助会員が積極的に不動産業者へ規約の解釈に基づくアドバイスが行えるよう、業務への活用を目的とした賛助会員対象の研修会を開催する。

③ 新規入会事業者に対する公正競争規約普及研修会

所属構成団体で適宜、公正競争規約普及の新規入会事業者に対する研修会を開催する。

④ 規約改正への対応

規約の改正等について、所属構成団体等を通じて、迅速に加盟事業者へ周知すると共に、賛助会員への周知を図っていく。

(2) 賛助会員への加入促進について

広報誌、ホームページ等を利用し、積極的に賛助会員を紹介するとともに、不動産事業者からの広告作成に関する問い合わせの際にはその利用を薦めていく。また、関連業者団体や他業種公正取引協議会の協力を仰ぎ、未加入の広告代理店・印刷会社の加入促進を図っていく。

(3) 広報誌「東海公取協」の発行等について

- ① 広報誌について、協議会の事業内容や規約の解説、違反事例等を紹介するなど、充実した内容になるよう検討し、発行する。
- ② 規約改正等、時事的な事項があれば、所属構成団体発行の機関誌への記事提供を積極的に行っていく。

(4) ホームページの有効活用について

資料のダウンロードや相談事例Q&Aの掲載、被疑違反広告の通報の呼びかけなど、ホームページを充実させ、活用していく。

(5) 公正表示ステッカーの店頭掲示の促進について

加盟事業者の規約への遵守意識を喚起するとともに、消費者が適正な不動産情報を提供する事業者を判断する際の目印となるよう、加盟事業者の「公正表示ステッカー」の店頭掲示を促進していく。

2. 調査指導関係

(1) 本部・地区調査指導委員会(業務)について

- ① 規約違反被擬事案の受付及びその処理については、「調査指導委員会運営規程」・「調査・指導・相談業務処理要綱」等を遵守し、迅速且つ適正な対応に努める。
- ② 各地区調査指導委員会との連絡を密にし、共通の問題点について相互に協力し、各地区間で可能な限り措置の判断に差異が生じないように努める。

- ③ 規約違反の再発防止の観点より、一定以上の措置を受けた加盟事業者を対象とした義務講習会を実施していく。

(2) 事前相談業務について

加盟事業者、賛助会員等からの不動産広告についての質問、広告制作にかかる相談に積極的に応じ、公正競争規約違反の未然防止に努める。

(3) 賛助会員登録制度の充実

賛助会員登録制度について、できるだけ賛助会員に登録番号を広告上に記載するように奨め、万一、規約違反があった場合は、同じ違反をしないよう賛助会員にも違反内容を告知するなどして、制度の充実を図っていく。

(4) インターネット広告への対応

スマートフォン等モバイル機器の普及により、インターネット広告の利用率が大変高まっており、また、情報の即時性が求められる。安易な掲出により、おとり広告や不当表示等にならないよう、加盟事業者や賛助会員等への指導に努めるとともに、構成団体との連携による、違反の未然防止に関する周知を行っていく。

(5) 他不動産公正取引協議会等との連携について

規約の運用に関し、①措置報告、②関係文書様式、③事情聴取の記録、④違反内容と措置区分の整合等、他不動産公正取引協議会と足並みを揃え、対応の平準化を進めるとともに、必要に応じ、規則の制定あるいは改正等の対応を行う。併せて不動産公正取引協議会連合会・消費者庁・公正取引委員会等との連携の強化に努める。

3. 総務関係

(1) 総会及び理事会等の開催

- ① 第46回定期総会を次のとおり開催する。
日時 平成24年6月15日(金) 午後3時00分より
場所 キャッスルプラザ
- ② 理事会については、必要に応じ適宜(年2回程度)開催する。
- ③ 総務・広報・調査指導委員会については、それぞれ必要に応じ適宜(年1回から2回程度)開催する。

(2) 不動産公正取引協議会連合会通常総会の開催

本年度は、当協議会が幹事となり不動産公正取引協議会連合会第10回通常総会を開催する。
日時 平成24年11月16日(金) 午後3時30分より
場所 ウェスティンナゴヤキャッスル

(3) 渉外関係

- ① 関係行政官庁との連携について
消費者庁及び公正取引委員会、また、東海4県の関係行政官庁との連携を密にして、指導体制の充実を図り不当表示の排除に努める。
- ② 不動産公正取引協議会連合会等との連携
不動産公正取引協議会連合会及び社団法人全国公正取引協議会連合会と連絡を密にし、共通の問題等について検討・意見交換を行い、相互に協力して公正競争規約の運用に資することとする。

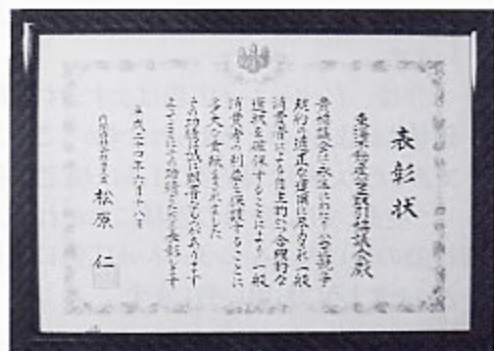
(4) 組織のあり方の研究

本協議会が継続的に諸事業を実施していくため、財政基盤についての検証及び対応に取り組み、必要に応じて諸規則の変更・対応を図る。その他、将来的な当協議会のあり方を見据え、他地区不動産公正取引協議会の動向など、情報収集に努める。

東海不動産公正取引協議会が 景品表示適正化功績者表彰を受賞!

平成24年度(社)全国公正取引協議会連合会通常総会が、6月18日東海大学校友会館で行われ、当協議会が内閣府より景品表示適正化功績者表彰を受賞しました。

45年間に亘り公正競争規約の適正な運用の周知に努め、不動産業界における一般消費者による自主的かつ合理的な選択、及び公正な競争の確保に貢献した功績が認められたものであり、当協議会会員及び関係団体の皆様に深く感謝申し上げます。



役員名簿(敬称略)

役職	氏名	所属団体名
会長	山田 美喜男	(公社)愛知県宅地建物取引業協会
副会長	市川 宜克	(社)静岡県宅地建物取引業協会
副会長	*箕浦 茂幸	(社)岐阜県宅地建物取引業協会
副会長	東辻 広行	(社)全日本不動産協会三重県本部
副会長	中尾 益大	(社)中部不動産協会
理事	*加治佐 健二	(公社)愛知県宅地建物取引業協会
理事	野邊 保	(公社)愛知県宅地建物取引業協会
理事	*夏目 彰一	(公社)愛知県宅地建物取引業協会
理事	*初澤 宣廣	(社)静岡県宅地建物取引業協会
理事	*矢後 芳博	(社)静岡県宅地建物取引業協会
理事	山路 忠	(公社)三重県宅地建物取引業協会
理事	東 俊之	(社)岐阜県宅地建物取引業協会
理事	山口 敬一	(社)全日本不動産協会愛知県本部
理事	疋田 貞明	(社)全日本不動産協会静岡県本部
理事	和田 惶	(社)全日本不動産協会岐阜県本部
理事	飯田 元征	(社)東海住宅宅地経営協会
理事	*米山 晴敏	(一社)静岡県都市開発協会
理事	生駒 浩一	(社)ナゴヤハウジングセンター
監事	*小牧 智之	(公社)三重県宅地建物取引業協会
監事	水谷 九郎	(社)中部不動産協会

委員会構成名簿(敬称略)

協議会事業の円滑な運用を期するため、総務、広報、調査指導委員会の各委員会が設けられている。

総務委員会

役職	氏名	所属団体名
委員長	*加治佐 健二	(公社)愛知県宅地建物取引業協会
副委員長	*初澤 宣廣	(社)静岡県宅地建物取引業協会
委員	野邊 保	(公社)愛知県宅地建物取引業協会
委員	東 俊之	(社)岐阜県宅地建物取引業協会
委員	和田 惶	(社)全日本不動産協会岐阜県本部

広報委員会

役職	氏名	所属団体名
委員長	疋田 貞明	(社)全日本不動産協会静岡県本部
副委員長	*米山 晴敏	(一社)静岡県都市開発協会
委員	*夏目 彰一	(公社)愛知県宅地建物取引業協会
委員	生駒 浩一	(社)ナゴヤハウジングセンター

調査指導委員会

役職	氏名	所属団体名
委員長	飯田 元征	(社)東海住宅宅地経営協会
副委員長	*山路 忠	(公社)三重県宅地建物取引業協会
副委員長	山口 敬一	(社)全日本不動産協会愛知県本部
委員	*矢後 芳博	(社)静岡県宅地建物取引業協会
委員		愛知地区調査指導委員長
委員		静岡地区調査指導委員長
委員		岐阜地区調査指導委員長
委員		三重地区調査指導委員長

※印 平成24年度就任

インターネット広告について

近年、インターネット広告において、既に成約済みとなっている物件や架空物件を広告表示する事例が増加しています。

今後、インターネット広告はますます増加し、消費者にとって不動産購入・賃貸の重要な情報源としてその利用価値も高まるものと考えられますが、このような広告表示は、消費者に対して取引できない物件を紹介しているものであるため、表示規約第21条に規定する「おとり広告」に該当する違反行為です。

つきましては、会員の皆様におかれましても、インターネット広告の情報管理を徹底するなど充分ご注意頂き、違反行為の疑いのあるインターネット広告に気付かれた際には、本協議会事務局(電話 052-529-3300)までご連絡下さいますようお願い致します。

「不動産の表示に関する公正競争規約」一部改正

平成24年5月31日より公正競争規約の内容が一部改正されました。

主な改正の内容については、以下の通りです。詳しくは不動産の公正競争規約をご参照下さい。

1 二重価格表示の基準の変更

中古住宅及び土地についても二重価格表示を行うことができることとなった。(規約施行規則第13条)

2 畳数表示基準の変更

中古住宅に限り、①畳1枚あたりの面積が1.62平方メートルに満たない旨及び②畳1枚の実際の面積を表示することを条件として居室の広さを実際の畳の枚数で表示することを認めていたものを、1畳を1.62平方メートルに換算した畳数の表示に統一された。(規約施行規則第10条第16号)

3 モデルルーム等の不当表示基準の変更

モデルルーム、完成予想図等による表示について、現行の優良誤認に当たる表示に加え、「事実と相違する表示」も不当表示とされた。(規約第23条第42号)

4 必要表示事項の追加

ア 分譲宅地、新築分譲住宅及び新築分譲マンションの広告の必要表示事項について、「日照その他物件の環境条件に影響を及ぼすおそれのある建物の建築計画又は宅地の造成計画であって自己に係るもの」に加え、「自己が知り得たもの」が追加された。(規約施行規則第4条第2項第1号)

イ 賃貸マンション及び賃貸アパートの必要表示事項に、家賃保証会社等と契約することを賃貸条件としている場合に、その旨及び契約に要する金額が追加された。(規約施行規則第4条、別表8及び別表9)

5 文言等の整理

ア 価格・賃料に係る表示基準の規定について、「宅地」、「土地」及び「敷地」の文言を「土地」に統一した。(規約施行規則第10条第34号及び第35号)

イ 不動産全般についてのインターネット広告の必要表示事項(旧規約別表11)を、住宅、宅地といった物件種別ごとの必要表示事項(規約別表1～10)に振り分けるとともに、関連規定の文言を整理した。(規約施行規則第5条及び第6条)

ウ その他字句等を修正した。



調査指導業務に関する研修会開催

8月10日(金)午後2時より安部ホール(名古屋市)にて調査指導業務に関する研修会が開催されました。この研修会は本部調査指導委員及び各県におかれている地区調査指導委員を対象に、調査指導業務の留意事項や表示規約と違反事例の内容を研修することを目的としており、第一部として協議会の概要と調査指導業務に関する講義のあと、違反広告の事例に対するディスカッションを行いました。また、第二部として賛助会員研修会と同内容の、実際の違反事例等の紹介や表示規約の具体的内容の解説を中心とした講義が行われました。

賛助会員研修会開催



調査指導業務に関する研修会同日、同会場において賛助会員研修会が開催されました。この研修会は賛助会員を対象としており、規約違反の未然防止のために、規約内容の周知及び広告作成における業務支援を目的として行われています。

研修会は賛助会員のうち、30社62名の出席があり、正田貞明広報委員長の挨拶のあと、(公社)首都圏不動産公正取引協議会の齊藤卓先生により、実際の違反事例等の紹介や表示規約の具体的内容の解説を中心とした講義が行われました。

「不動産公正取引協議会連合会 幹事会」開催

平成24年7月5日、ホテルメトロポリタン山形(山形県)において不動産公正取引協議会連合会 幹事会が、国土交通省 土地・建設産業局不動産課不動産指導室の石塚直広適正指導係長のご臨席を得て開催されました。

会議では、第1回理事会・第10回総会の開催準備について確認を行った後、継続審議中である全国における措置の整合化等に関する協議を行いました。引き続き、国土交通省の石塚直広適正指導係長から国土交通省の不動産業に関係する事項の報告を頂きました。



ご案内

「不動産の公正競争規約」

(平成24年6月発行) 1冊 100円

「不動産広告ハンドブック -新訂版-」

(平成24年8月発行) 1冊 200円

ご必要の方は、当協議会事務局に事前連絡の上、ご来会下さい。また、ご遠方の方は郵送にて対応いたしますので、当協議会事務局(052-529-3300)にご連絡下さい。



東海不動産公正取引協議会ホームページ

<http://www.tfkoutori.jp>

協議会の事業、不動産の公正競争規約等を掲載しています。ご利用ください。



よくある相談事例

「ルームシェア物件」の表示について

Q 最近、賃貸住宅で「ルームシェア物件」との言葉を耳にしますが、通常の賃貸住宅との違いは何ですか？
また、広告する時に注意する点がありますか？

A 「ルームシェア物件」は、最近、業界紙などのマスコミで取り上げられ、専門で取り扱う不動産業者も出てきているなど、賃貸住宅の新しい居住形態の一つとして増えてきているようです。

ルームシェアとは、一般的には、家族や親族、友人同士ではない他人同士が一つの物件を共同で借り、各居室を一人一人のプライベートスペースとし、キッチン、リビングルーム、風呂、トイレ等を共同で利用する居住形態のものをいいますが、一つの居室に複数人で居住するいわゆる「相部屋物件」の入居募集もみられます。

最近、これらルームシェア物件や相部屋物件であるのに、その旨を記載していない広告が少なからず見受けられ、このような広告を見た一般消費者は、当然「自分一人で住める」、「(一人当たりの賃料が記載されていると)安く広い物件である」、「設備等は室内にあり自分専用である」などと認識することになり、このような広告は、一般消費者に実際のものよりも優良又は有利であると誤認されるおそれのあるものであって、表示規約第23条で禁止する不当表示に該当することになりますから、決して行ってはなりません。

したがって、ルームシェア物件や相部屋物件を広告する際には、その旨や同居する人数・性別等を明瞭に記載するか、賃貸住宅の必要な表示事項を記載する必要があります。

【表示例】

◎女性専用ルームシェア物件 3名募集!

賃貸マンション 3DK

賃料 12万円 (1名当たり4万円)

管理費 6,000円 (1名当たり2,000円)

礼金 12万円 (1名当たり4万円)

……(以下、概要)

なお、インターネット不動産情報サイトで広告する場合は、各サイトで設けている掲載ルールにも従って表示する必要がありますが、サイトの中には、ルームシェア物件等の掲載に対応していないサイトもあるので、充分、注意して広告する必要があります。

申込済み物件を広告に掲載することの是非

Q 当社は、賃貸住宅の仲介を主にしている事業者ですが、インターネット不動産情報サイトに掲載の賃貸マンションについて、顧客から入居申込を受けております。家主から、「申込は受けていても、キャンセルになり契約に至らない場合もあるので、引き続き募集広告を行って欲しい。」とされていますが、このまま広告を続けても問題ないでしょうか？

A 顧客からの申込を受けた物件は、実務上、契約を締結する前の段階ですから、家主の方が言うようにキャンセルとなり契約に至らない可能性もあり得ます。しかしながら、既に申込を受けているのに、取引が可能であるかのように広告するのは、顧客を不当に誘引することになるだけでなく、順調にいけばこの物件は、契約を締結することになるため、取引することができないこととなります。つまり、このまま広告を継続しますと、実際には取引することができない物件を広告していることとなりますから、「おとり広告」に該当します。

キャンセルになる可能性があるから、申込があっても広告を掲載し続けるという考えではなく、申込があった物件については、その時点で契約済みとなったものとみなして取り扱う必要があります。

したがって、その段階で当該物件の広告を削除する必要があります。

ちなみに、分譲マンションの広告などで「第1期完売御礼」などと記載した広告を目にすることがありますが、「完売」した物件の中に申込の段階の物件があっても販売したとみなして「完売」と記載することができることとしています。

景品の上限額

Q 4,000万円で媒介契約を締結した売主に景品限度額の126,000円相当の商品券をプレゼントしましたが、その後、3,600万円で成約し、媒介報酬は114万円を受領しました。この場合、当社は実際に受領した報酬額の10%を超えた景品額を提供したことになりますが、問題あるでしょうか？

A 景品規約施行規則第5条第3号は、不動産の売買、交換、貸借の媒介をする場合の媒介業者の取引価額について、「事業者が不動産の売買、交換又は賃貸借の媒介を行う場合は、媒介に際して受けることができる報酬の額とする」と定めています。

お尋ねの場合は、売却の媒介を依頼した段階で景品額を提供していますから、取引に附随していますが、まだ目的不動産の取引が成立していませんから、取引を条件とした景品提供ではありません。したがって、売却の依頼を受けた時点で行われた景品提供は完結しているため、その後の実売価格の影響を受けることはありません。

賛助会員のご紹介

下記の賛助会員各社は、不動産販売広告の企画作成にあたり、表示上の問題点等について、常に当協議会と密接に連絡を図っており、また、協議会主催の「研修会」に参加し、不動産の公正競争規約(表示・景品)に沿った適正な広告表示の確保に努めています。

また、当協議会構成団体の会員の皆様が作成される広告に携わる業者(広告代理店等)の方に賛助会員としてのご入会をお勧め下さい。

■賛助会員名簿(平成24年9月現在)

会社名	TEL
(株)アーバンプロジェクト	(052)589-8881
(株)アイ・アンド・キューアドバタイジング	(052)251-0380
(有)アイシフト	(0564)84-5716
(株)アイデックス	(058)276-8908
(株)アイル	(0547)37-0611
(株)アクシス	(052)252-5231
(株)アサプリホールディングス	(0594)23-5519
(株)アッシュデザイン	(0566)73-6399
アットホーム(株)中部事業部	(052)954-0770
(株)アドコウ	(053)456-7584
(株)アド大広名古屋	(052)770-8000
(株)アド・パンス	(052)961-3381
(株)アドプランナー	(052)852-0570
(株)アドライズ	(052)901-4713
アパートニュース出版(株)	(052)991-0100
(株)アンサークリエイション	(052)219-7311
(株)インターブレインズ	(052)332-6191
(有)ウエイブ	(0598)50-0262
ウサミ印刷(株)	(052)522-2361
(株)エイ・ディー・コミュニケーションズ	(052)304-8811
(株)エスクオスト	(052)938-4705
(株)エフティーワークス	(052)481-7551
(株)エムアールエス	(052)204-1721
(株)エム・エス・エス	(055)983-0670
(株)エムディーエム	(052)462-8627
(株)オフィスオフサイド	(052)241-5881
(有)カタリスト	(052)228-0471
(有)ケイアンドエス	(0593)68-0034
(株)ケイ・クリエイト	(0586)86-0608
(株)広企プロモーション	(052)242-2151
広告社(株)名古屋支社	(052)261-1051
コスタ(株)	(053)456-3824
駒田印刷(株)	(052)331-8881
(有)ザ・バード	(052)955-6591
(株)サンエー	(052)804-4985
(株)三晃社	(052)961-2214
(株)シー・ウェーブ	(052)931-0031
(株)シイエム・シイ	(052)322-3695

会社名	TEL
(株)JTBプロモーション	(052)485-7118
(株)ジャパンプランニングセンター	(052)811-6123
(株)住宅新報社 大阪支社	(06)6202-8541
(株)新東通信	(052)951-3831
世界印刷販売(有)	(052)834-8211
全国書籍出版(株)	(052)973-1930
(株)創文社	(052)856-7100
(株)ダイワ	(054)288-2221
(株)中広	(052)486-1118
(株)中日アド企画	(052)239-1222
(株)CHINTAI	(03)3593-5343
(株)DGコミュニケーションズ 名古屋支社	(052)950-3535
デジックスアンドリンク(株)	(058)397-0565
(株)電広	(052)243-3751
(株)電通 中部支社	(052)263-8071
(株)電通名鉄コミュニケーションズ	(052)459-0593
(株)東通エイジェンシー	(052)232-8050
東洋印刷工業(株)	(052)914-9111
(株)日東通信	(052)231-6441
日本アート印刷(株)名古屋支店	(052)218-5433
(株)日本経済広告社	(052)243-0811
(株)バイオス	(087)868-3330
(株)万国社	(052)962-0611
(有)Pieese	(054)260-5251
(株)敏弘社	(052)962-8555
(株)ブレイクスルー	(0586)47-6282
(株)ベイス	(052)228-0202
(株)奉仕堂印刷	(0532)32-1066
名和印刷工業(株)	(052)822-1581
メディアエムジー(株)大阪支店	(06)6341-7807
山菊印刷(株)	(052)731-1525
(株)読売エージェンシー東海	(052)204-1361
(株)読売広告社	(052)747-3700
(株)ライフデザイン	(0594)25-9177
(株)リクルート 名古屋支社	(052)203-3780
(株)リプレイス	(052)339-2163
(有)ワース	(052)955-5001

不動産広告の作成の際は、当協議会賛助会員へのご用命をお勧めします。